

第1 水質汚濁防止法

【関連する法令など】

法 令 名	最終改正
○水質汚濁防止法（昭45・12・25法138）…〔水質汚濁法〕	平25・6・21法60
○水質汚濁防止法施行令（昭46・6・17政188）……………〔水質汚濁令〕	平24・9・26政251
○水質汚濁防止法施行規則（昭46・6・19総府・通令2）……………〔水質汚濁規〕	平24・5・23環令14
○排水基準を定める省令（昭46・6・21総府令35）……………〔排水基準省令〕	平25・6・10環令15
○水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平元・8・21環告39）	平24・5・23環告87
○水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平8・9・19環告55）	平24・5・23環告88
○環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭49・9・30環告64）	平24・5・23環告86
○化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭54・5・16環告20）	平13・6・13環告38
○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平18・10・13環告134）	平23・3・31環告23
○窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平13・12・13環告77）	平16・3・18環告13
○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平18・10・13環告135）	平23・3・31環告24
○りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平13・12・13環告78）	平16・3・18環告14
○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平18・10・13環告136）	平23・3・31環告25

【この法律が適用される主な事業場】

事業場	判定フロー
特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）（水質汚濁法2⑥）	フロー 特定事業場
指定地域特定施設を設置する工場又は事業場（指定地域内事業場）（水質汚濁法4の5）	フロー 指定地域内事業場
指定施設を設置する工場又は事業場（指定事業場）（水質汚濁法14の2②）	フロー 指定事業場
有害物質使用特定施設を設置する特定事業場（有害物質使用特定事業場）（水質汚濁法2⑧）	フロー 有害物質使用特定事業場等
有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場（水質汚濁法5②）	フロー 有害物質使用特定事業場等

環境手引一〇

【この法律の概要】

	内 容	根拠条数	罰 則
目的	公共用水域への排水や地下浸透水の規制、水質汚濁の防止	水質汚濁法1	-
排水基準等	一律排水基準 特定事業場の排水に係る濃度基準（生活環境項目及び有害物質に係る許容限度）	水質汚濁法3・排水基準省令	-
	上乘せ排水基準 都道府県の条例で、一律排水基準より厳しい許容限度を設定	水質汚濁法3③	-

一〇〇四

	内 容		根拠条数	罰 則
排水基準等	総量規制基準	指定地域内事業場の排出水に対する汚濁負荷量に係る基準	水質汚濁法4の5	-
	特定地下浸透水の制限	環境省令で定める要件の遵守	水質汚濁法12の3	-
届出事項	特定施設等の設置	新たに特定施設等（特定施設（有害物質使用特定施設を含む。）、有害物質貯蔵指定施設）を設置する場合、都道府県知事に届出	水質汚濁法5	水質汚濁法32・34
	特定施設等の構造の変更等	特定施設等の構造等を変更する場合、都道府県知事に届出	水質汚濁法7	水質汚濁法32・34
	氏名等の変更、廃止	特定施設等の設置者の氏名、事業所名等を変更、特定施設等を廃止する場合、都道府県知事に届出	水質汚濁法10	水質汚濁法35
	特定施設等の承継	特定施設等の設置者から特定施設等を譲り受けた場合、都道府県知事に届出	水質汚濁法11	水質汚濁法35
	排出水の汚染状態の測定等	汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届出	水質汚濁法14③	水質汚濁法35
	事故時の措置	事故の状況と措置を都道府県知事に届出	水質汚濁法14の2	水質汚濁法31①二・34
排出水の排出の制限	排水基準に適合しない排出水の排出の制限	水質汚濁法12	水質汚濁法31①一・②・34	
総量規制基準の遵守	総量規制基準の遵守	水質汚濁法12の2	-	
特定地下浸透水の浸透の制限	環境省令で定める特定地下浸透水の浸透の制限	水質汚濁法12の3	-	

第7章 水質汚濁・地盤沈下 第1 水質汚濁防止法

		内 容	根拠条数	罰 則
地下水汚染の防止		有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準等の遵守	水質汚濁法12の4	-
		有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造、使用の方法等の定期点検の実施、記録の保存	水質汚濁法14⑤	水質汚濁法33三・34
測定	排出水の水質測定	排出水の汚染状態の測定・記録 特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録・保存	水質汚濁法14①	水質汚濁法33三・34
	汚濁負荷量の測定	汚濁負荷量の測定・記録・保存	水質汚濁法14②	水質汚濁法33三・34
計画変更命令等の遵守		特定施設の設置届、構造等の変更届に対する計画変更命令等の遵守	水質汚濁法8・8の2	水質汚濁法30・34
実施の制限		特定施設等の設置、構造等の変更の工事着手の制限	水質汚濁法9①	水質汚濁法33二・34
改善命令等	改善命令等	排水基準に違反するおそれ、総量規制基準の違反に対する改善命令等	水質汚濁法13	水質汚濁法30・34
		環境省令で定める特定地下浸透水を浸透させるおそれに対する改善命令等	水質汚濁法13の2①	水質汚濁法30・34
	地下水の水質の浄化に係る措置命令等	有害物質を含む水の地下への浸透に対する措置命令等	水質汚濁法14の3①②	水質汚濁法30・34
緊急時の措置		異常な湧水等により公共用水域の水質の汚濁が著しくなったときの措置命令	水質汚濁法18	水質汚濁法31①二・34

環境手引一〇

一〇〇六

フロー 特定事業場

次の物質を含む汚水または廃液を排出する施設である（水質汚濁法2②一、水質汚濁令2）。

【有害物質】

- ① カドミウム及びその化合物
- ② シアン化合物
- ③ 有機リン化合物
- ④ 鉛及びその化合物
- ⑤ 六価クロム化合物
- ⑥ ヒ素及びその化合物
- ⑦ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- ⑧ ポリ塩化ビフェニル
- ⑨ トリクロロエチレン
- ⑩ テトラクロロエチレン
- ⑪ ジクロロメタン
- ⑫ 四塩化炭素
- ⑬ 1,2-ジクロロエタン
- ⑭ 1,1-ジクロロエチレン
- ⑮ 1,2-ジクロロエチレン
- ⑯ 1,1,1-トリクロロエタン
- ⑰ 1,1,2-トリクロロエタン
- ⑱ 1,3-ジクロロプロペン
- ⑲ チウラム
- ⑳ シマジン
- ㉑ チオベンカルブ
- ㉒ ベンゼン
- ㉓ セレン及びその化合物
- ㉔ ほう素及びその化合物
- ㉕ ふっ素及びその化合物

次の項目に関し、生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水または廃液を排出する施設である（水質汚濁法2②二、水質汚濁令3）。

【生活環境項目】

- ① 水素イオン濃度
- ② 生物学的酸素要求量
- ③ 化学的酸素要求量
- ④ 浮遊物質質量
- ⑤ ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ⑥ フェノール類含有量
- ⑦ 銅含有量
- ⑧ 亜鉛含有量
- ⑨ 溶解性鉄含有量
- ⑩ 溶解性マンガン含有量
- ⑪ クロム含有量
- ⑫ 大腸菌群数
- ⑬ 窒素含有量
- ⑭ 燐含有量

- ⑳ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- ㉑ 塩化ビニルモノマー
- ㉒ 1,4-ジオキサン



特定施設（水質汚濁法2②、水質汚濁令1・別表1）

次のいずれかに該当する施設

- ① 鉱業又は水洗炭業の用に供する選鉱施設、選炭施設、坑水中和沈でん施設、掘削用の泥水分離施設
- ② 畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。）、牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。）、馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ③ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設（洗びん施設を含む。）、湯煮施設
- ④ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設、洗浄施設、脱水施設、ろ過施設、湯煮施設
- ⑤ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、湯煮施設
- ⑥ みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設、湯煮施設、濃縮施設、精製施設、ろ過施設
- ⑦ 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- ⑧ 砂糖製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設（流送施設を含む。）、ろ過施設、分離施設、精製施設
- ⑨ パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- ⑩ 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- ⑪ 飲料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設（洗びん施設を含む。）、搾汁施設、ろ過施設、湯煮施設、蒸留施設
- ⑫ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、真空濃縮施設、水洗式脱臭施設
- ⑬ 動植物油脂製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、分離施設
- ⑭ イースト製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設、分離施設
- ⑮ でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する原料浸せき施設、洗浄施設（流送施設を含む。）、分離施設、洗だめ及びこれに類する施設

- ①⑥ ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する原料処理施設、ろ過施設、精製施設
- ①⑦ 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- ①⑧ 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- ①⑨ インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- ②⑩ 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設、湯煮施設、洗浄施設
- ②⑪ たばこ製造業の用に供する水洗式脱臭施設、洗浄施設
- ②⑫ 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するまゆ湯煮施設、副蚕処理施設、原料浸せき施設、精練機及び精練そう、シルケット機、漂白機及び漂白そう、染色施設、薬液浸透施設、のり抜き施設
- ②⑬ 洗毛業の用に供する洗毛施設、洗化炭施設
- ②⑭ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設、リントー又は未精練繊維の薬液処理施設、原料回収施設
- ②⑮ 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
- ②⑯ 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- ②⑰ パーティクルボード製造業の用に供する湿式パーカー、接着機洗浄施設
- ②⑱ 木材薬品処理業の用に供する湿式パーカー、薬液浸透施設、
- ②⑲ パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する原料浸せき施設、湿式パーカー、碎木機、蒸解施設、蒸解廃液濃縮施設、チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、漂白施設、抄紙施設（抄造施設を含む。）、セロハン製膜施設、湿式繊維板成型施設、廃ガス洗浄施設
- ③⑩ 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設、自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- ③⑪ 化学肥料製造業の用に供するろ過施設、分離施設、水洗式破碎施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- ③⑫ 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設、電解施設
- ③⑬ 無機顔料製造業の用に供する洗浄施設、ろ過施設、カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機、群青製造施設のうち水洗式分別施設、廃ガス洗浄施設
- ③⑭ ③⑫、③⑬に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設、遠心分離機、硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設、活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち洗浄施設、無水けい酸製造施設のうち塩酸回収施設、青酸製造施設のうち反応施設、よう素製造施設のうち吸着施設及び沈でん施設、海水マグネシア製造施設のうち沈でん施設、バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- ③⑮ カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する湿式アセチレンガス発生施設、酢酸エステル製造施設のうち洗浄施設及び蒸留施設、ポリビニルアルコール製造施設のうちメチルアルコール蒸留施設、アクリル酸エステル製造施設のうち蒸留施設、塩化ビニルモノマー洗浄施設、クロロプレンモノマー洗浄施設

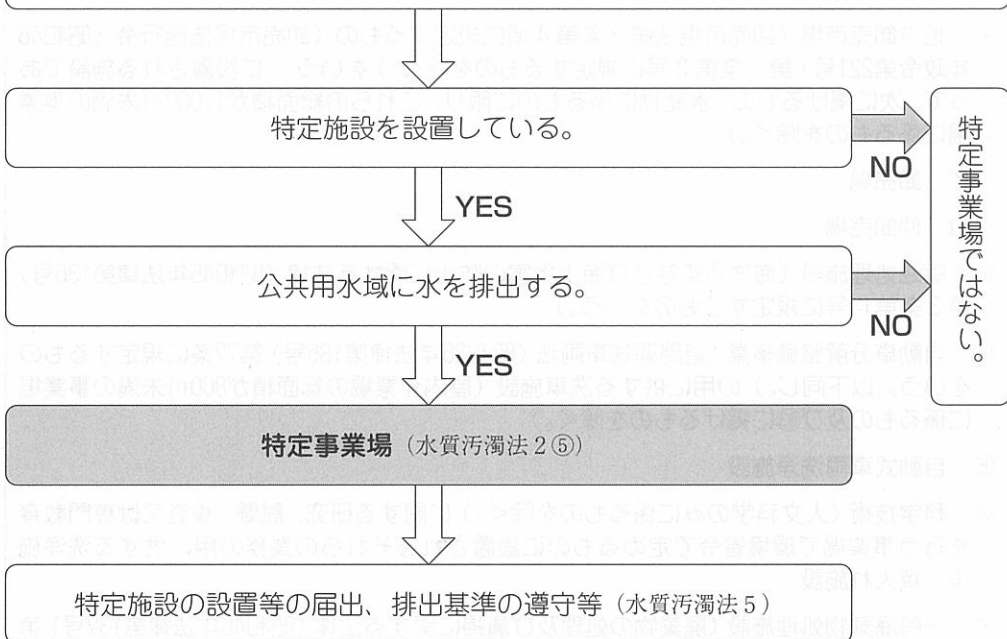
- ③⑥ コールタール製品製造業の用に供するベンゼン類硫酸洗浄施設、静置分離器、タール酸ソーダ硫酸分解施設
- ③⑦ 発酵工業（⑥、⑪及び⑭に掲げる事業を除く。）の用に供する原料処理施設、蒸留施設、遠心分離機、ろ過施設
- ③⑧ メタン誘導品製造業の用に供するメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸留施設、ホルムアルデヒド製造施設のうち精製施設、フロンガス製造施設のうち洗浄施設及びろ過施設
- ③⑨ 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するろ過施設、顔料又は染色レーキの製造施設のうち水洗施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設
- ④⑩ 合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機、静置分離器、弗素樹脂製造施設のうちガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設、中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち溶剤回収施設、ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- ④⑪ 合成ゴム製造業の用に供するろ過施設、脱水施設、水洗施設、ラテックス濃縮施設、スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器
- ④⑫ 有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設、分離施設、廃ガス洗浄施設
- ④⑬ 合成洗剤製造業の用に供する廃酸分離施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- ④⑭ ③⑧から④⑬までに掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、⑤⑨に掲げる事業を除く。）の用に供する洗浄施設、分離施設、ろ過施設、アクリロニトリル製造施設のうち急冷施設及び蒸留施設、アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち蒸留施設、アルキルベンゼン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設、イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設、エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち蒸留施設及び濃縮施設、2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち縮合反応施設及び蒸留施設、シクロヘキサノン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設、トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設、ノルマルパラフィン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、メチルエチルケトン製造施設のうち水蒸気凝縮施設、メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち反応施設及びメチルアルコール回収施設、廃ガス洗浄施設
- ④⑮ 石けん製造業の用に供する原料精製施設、塩析施設
- ④⑯ 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- ④⑰ 硬化油製造業の用に供する脱酸施設、脱臭施設
- ④⑱ 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

- ④9 香料製造業の用に供する洗浄施設、抽出施設
- ⑤0 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する原料処理施設、石灰づけ施設、洗浄施設
- ⑤1 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- ⑤2 天然樹脂製品製造業の用に供する原料処理施設、脱水施設
- ⑤3 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- ⑤4 ③5から⑤3までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設、ヒドラジン製造施設のうち濃縮施設、廃ガス洗浄施設
- ⑤5 医薬品製造業の用に供する動物原料処理施設、ろ過施設、分離施設、混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）、廃ガス洗浄施設
- ⑤6 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- ⑤7 農薬製造業の用に供する混合施設
- ⑤8 有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- ⑤9 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する脱塩施設、原油常圧蒸留施設、脱硫施設、揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、潤滑油洗浄施設
- ⑥0 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- ⑥1 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
- ⑥2 皮革製造業の用に供する洗浄施設、石灰づけ施設、タンニンづけ施設、クロム浴施設、染色施設
- ⑥3 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研磨洗浄施設、廃ガス洗浄施設
- ⑥4 セメント製品製造業の用に供する抄造施設、成型機、水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- ⑥5 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
- ⑥6 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- ⑥7 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- ⑥8 窯業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する水洗式破碎施設、水洗式分別施設、酸処理施設、脱水施設
- ⑥9 碎石業の用に供する水洗式破碎施設、水洗式分別施設
- ⑦0 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- ⑦1 鉄鋼業の用に供するタール及びガス液分離施設、ガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設、湿式集じん施設
- ⑦2 非鉄金属製造業の用に供する還元そう、電解施設（熔融塩電解施設を除く。）、焼入れ施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設

- ⑦③ 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する焼入れ施設、電解式洗浄施設、カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設
- ⑦④ 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- ⑦⑤ 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- ⑦⑥ ガス供給業又はコークス製造業の用に供するタール及びガス液分離施設、ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- ⑦⑦ 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 沈でん施設
- ロ ろ過施設
- ⑦⑧ 酸又はアルカリによる表面処理施設
- ⑦⑨ 電気めっき施設
- ⑧① エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（①～⑦⑨に該当するものを除く。）
- ⑧② 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供するちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設
- ⑧③ 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ⑧④ 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ⑧⑤ 飲食店（⑧⑤及び⑧⑥に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ⑧⑥ そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（⑧⑥に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ⑧⑦ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ⑧⑧ 洗濯業の用に供する洗浄施設
- ⑧⑨ 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- ⑨① 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置されるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設

- ⑨⑩ と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- ⑨① 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- ⑨② 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- ⑨③ 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
- ⑨④ 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び⑨③に掲げるものを除く。）
- ⑨⑤ 自動式車両洗浄施設
- ⑨⑥ 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設、焼入れ施設
- ⑨⑦ 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
- ⑨⑧ 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの
 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
- ⑨⑨ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（①～⑨⑧に該当するものを除く。）
- ⑩⑩ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（①～⑨⑨に該当するものを除く。）

- ⑩¹ し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
- ⑩² 下水道終末処理施設
- ⑩³ 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（⑩¹、⑩²に掲げるものを除く。）



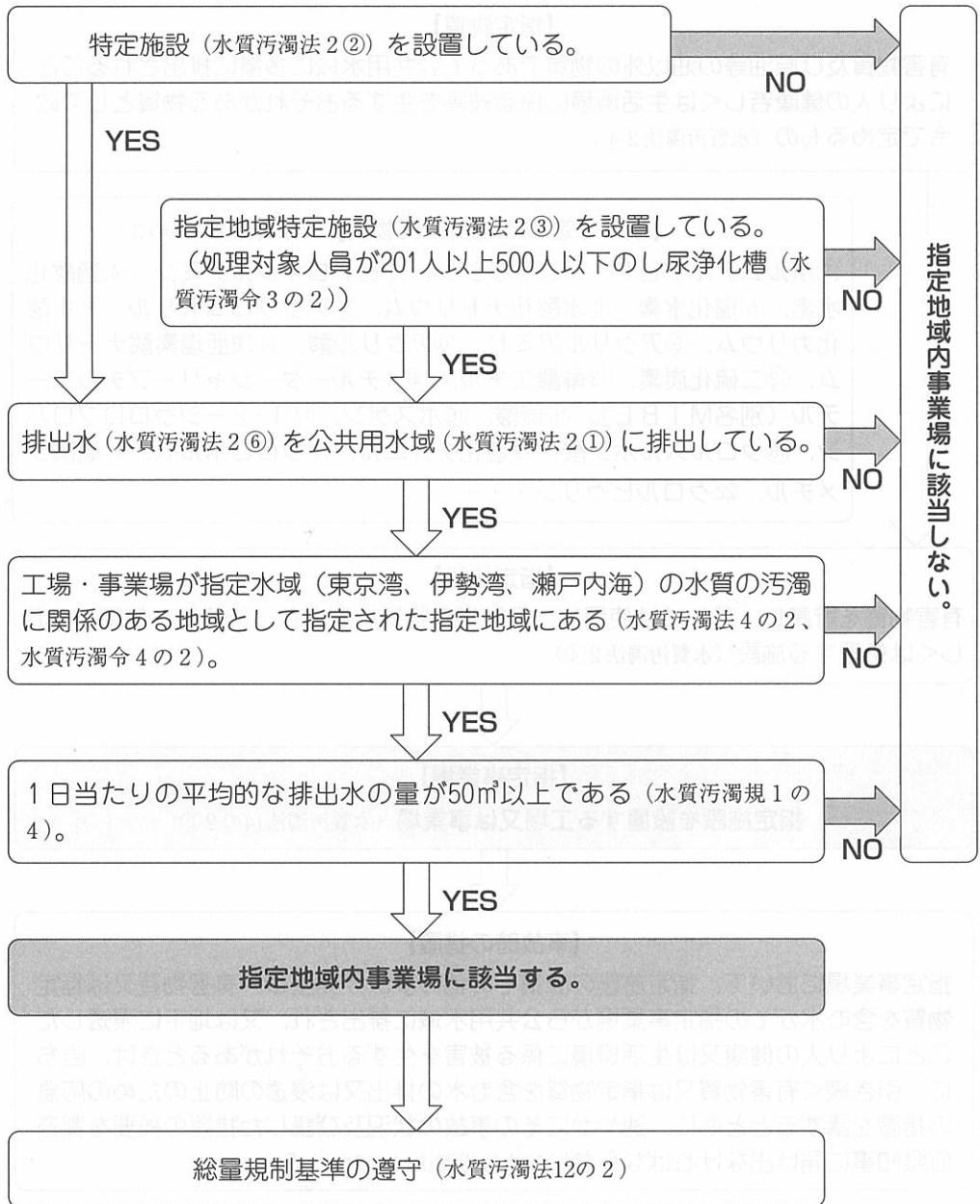
環境手引一〇

一〇一四

フロー 指定地域内事業場

事業場 (水質汚濁法4の5)

環境手引八



一〇二五

フロー

指定事業場

(水質汚濁法14の2②)

【指定物質】

有害物質及び原油等の油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（水質汚濁法2④）

【政令で定める物質：56物質】（水質汚濁令3の3）

①ホルムアルデヒド、②ヒドラジン、③ヒドロキシルアミン、④過酸化水素、⑤塩化水素、⑥水酸化ナトリウム、⑦アクリロニトリル、⑧水酸化カリウム、⑨アクリルアミド、⑩アクリル酸、⑪次亜塩素酸ナトリウム、⑫二硫化炭素、⑬酢酸エチル、⑭メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）、⑮硫酸、⑯ホスゲン、⑰1・2-ジクロロプロパン、⑱クロルスルホン酸、⑲塩化チオニル、⑳クロホルム、㉑硫酸ジメチル、㉒クロルピクリン・・・

【指定施設】

有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設（水質汚濁法2④）

【指定事業場】

指定施設を設置する工場又は事業場（水質汚濁法14の2②）

【事故時の措置】

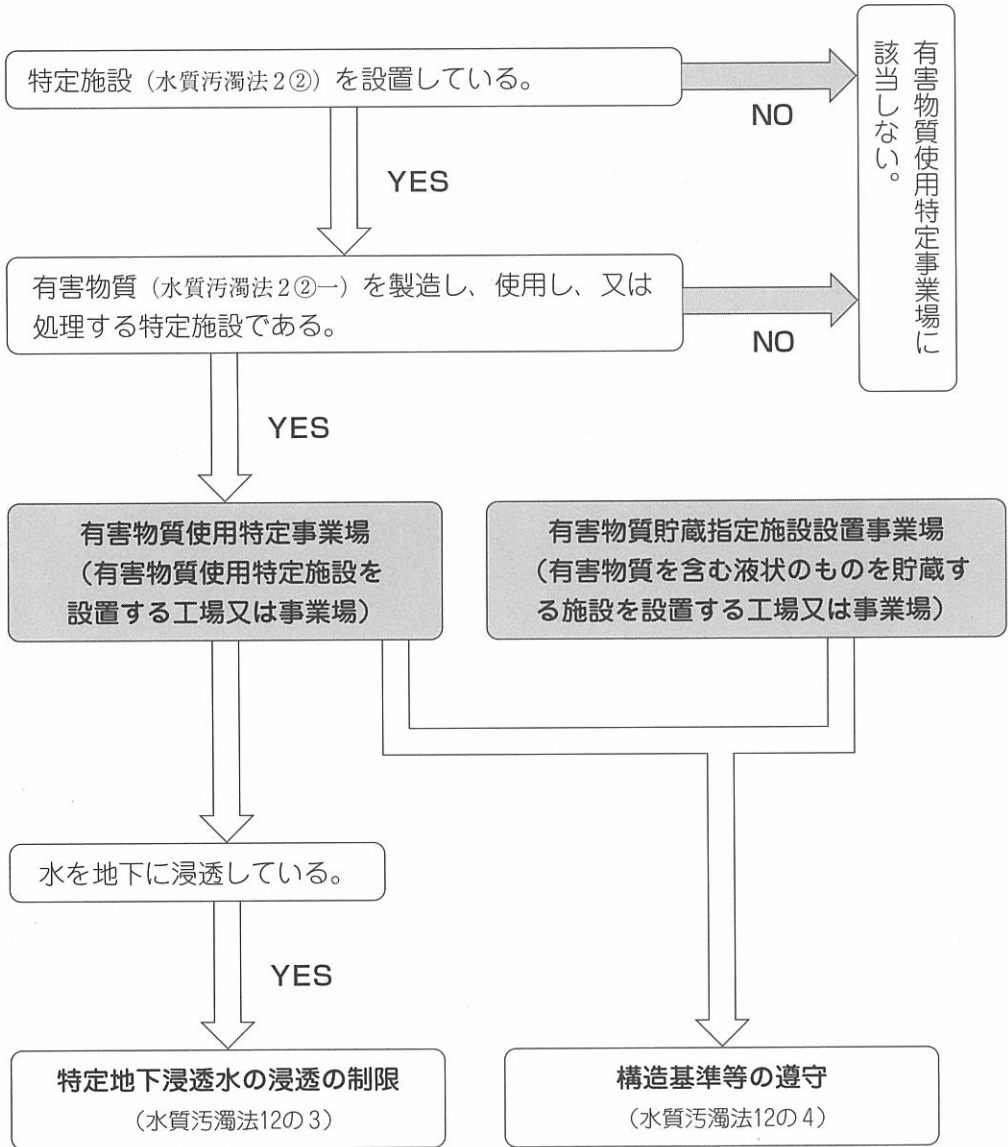
指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水がその指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（水質汚濁法14の2②）。

環境
手引
二二

一〇
一六

フロー 有害物質使用特定事業場等

(水質汚濁法2⑧・5②)



環境手引一〇

一〇一六ノ一

Q 水質汚濁防止法のあらましと事業者が守るべき事項は

当社ではこのたび新しく工場を建てる予定で、工場から排水が出ることとなります。排水に関する法律として「水質汚濁防止法」が定められていますが、この法律について、どのような内容の法律なのかを教えてください。また、事業者が守るべき事項としては、何か定めがあるのでしょうか。

A 水質汚濁防止法は、特定施設を設置する特定事業場から公共用水域に排出される排出水に関する排水規制や特定施設の設置等の届出、有害物質を含む水の地下への浸透の規制などを定めています。

解 説

1 水質汚濁防止法の目的

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含みます。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています（水質汚濁法1）。

2 用語の定義

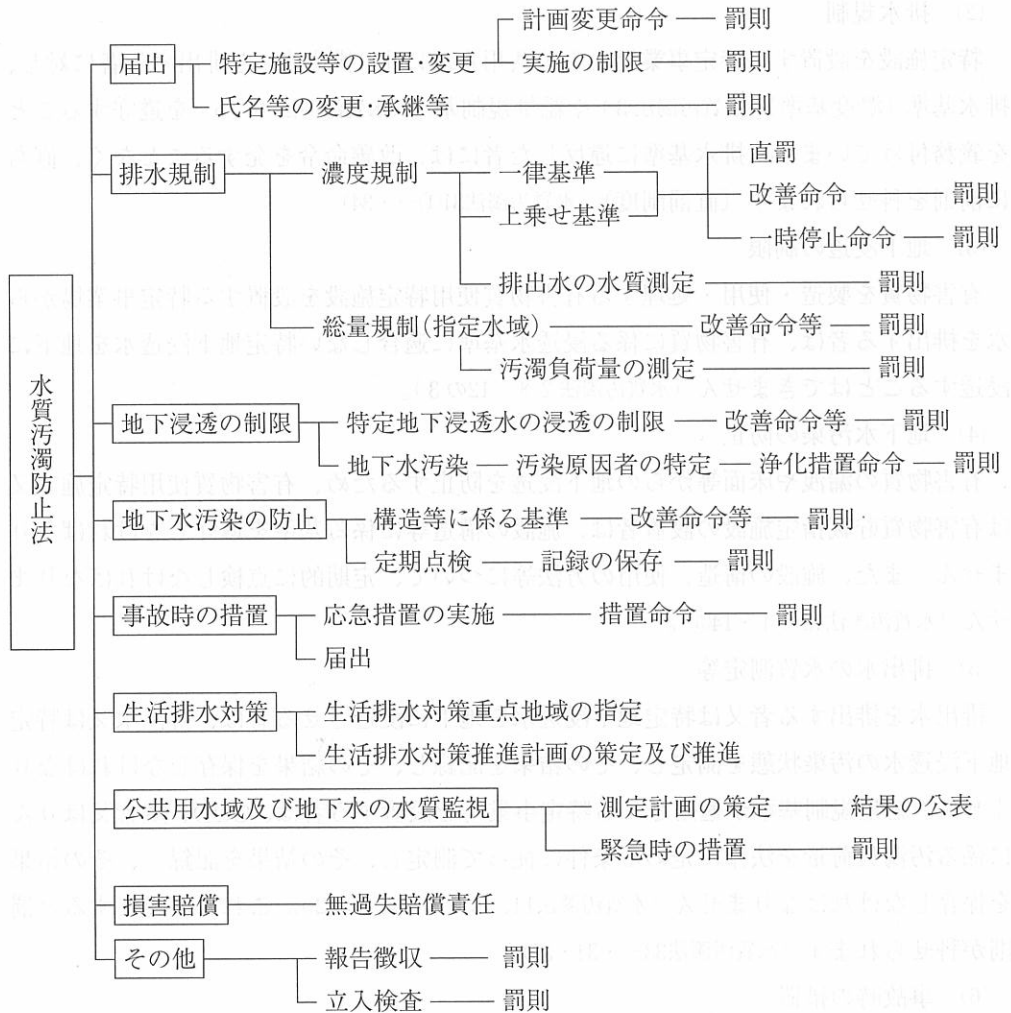
この法律で用いる主な用語の定義は、次のとおりです（水質汚濁法2）。

用 語	定 義
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域

	及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等公共用に供される水路（終末処理場を設置する下水道は含まない。）
特定施設	有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で政令で指定されたもの
指定地域特定施設	建築基準法施行令により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽のうち総量規制に係る指定地域に設置されるもの（水質汚濁令3の2）
有害物質使用特定施設	特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、または処理する特定施設。指定地域特定施設を除く。
有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
指定施設	有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び原油等の油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
貯油施設等	重油、原油、潤滑油、軽油、灯油等を貯蔵する貯油施設、又はこれらを含む水を処理する油水分離施設。特定施設を除く。
汚水等	特定施設から排出される汚水又は廃液
排水	特定事業場から公共用水域に排出される水
特定地下浸透水	有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの
生活排水	炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）

3 水質汚濁防止法の概要

水質汚濁防止法は、第1章・総則（目的、定義）、第2章・排水の排出の規制等、第2章の2・生活排水対策の推進、第3章・水質の汚濁の状況の監視等、第4章・損害賠償、第5章・雑則、第6章・罰則の62条から構成されており、その体系は次のとおりです。



環境手引一〇

(1) 特定施設等の設置等の届出

規制基準を遵守させるための事前の規制措置として、特定施設（有害物質使用特定施設を含みます。）又は有害物質貯蔵指定施設の設置（水質汚濁法5）、構造等の変更（水質汚濁法7）などをしようとするとき、その旨を都道府県知事に届出を行わせ、規制基準遵守の観点から必要に応じてこれらの計画の変更・廃止を命じられる（水質汚濁法8）仕組みになっています。特定事業者が届出を行わなければならないものには、①特定施設等の使用の届出（水質汚濁法5）、②氏名の変更等の届出（水質汚濁法10）、③特定施設等の使用廃止の届出（水質汚濁法10）、④承継の届出（水質汚濁法11）です。

一〇一九

(2) 排水規制

特定施設を設置する特定事業場から公共用水域に水（排水）を排出する者に対し、排水基準（濃度基準）（水質汚濁法3）や総量規制基準（水質汚濁法4の5）を遵守することを義務付けています。排水基準に違反した者には、改善命令を発することなく、直ちに罰則を科せられます（直罰制度）（水質汚濁法31①一・34）。

(3) 地下浸透の制限

有害物質を製造・使用・処理する有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から水を排出する者は、有害物質に係る浸透水基準に適合しない特定地下浸透水を地下に浸透することはできません（水質汚濁法2⑧・12の3）。

(4) 地下水汚染の防止

有害物質の漏洩や床面等からの地下浸透を防止するため、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造等に係る基準を遵守しなければなりません。また、施設の構造、使用の方法等について、定期的に点検しなければなりません（水質汚濁法12の4・14⑤）。

(5) 排水の水質測定等

排水を排出する者又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、その結果を保存しなければなりません。総量規制基準が適用される特定事業場を設置する者は、COD、窒素又はりんに係る汚濁負荷量を法律に定める条件に従って測定し、その結果を記録し、その結果を保存しなければなりません（水質汚濁法14、水質汚濁規9の2）。これらに違反すると罰則が科せられます（水質汚濁法33三・34・35）。

(6) 事故時の措置

- ① 特定事業場の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければなりません（水質汚濁法14の2①）。
- ② 指定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき、及び

貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければなりません（水質汚濁法14の2②③）。

(7) その他

これらの規制のほか、①排水口の位置等排出方法の適正化（水質汚濁法14④）、②異常な濁水等により、公共用水域の水質汚濁が著しくなった場合の緊急時の措置（水質汚濁法18）、③生活排水対策（水質汚濁法14の4）、④損害賠償（水質汚濁法19～20の5）などについての定めがあります。

環境手引
一〇

一〇三三